



山形県公報

平成19年10月19日(金)
第1885号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県温泉法の施行に関する規則の一部を改正する規則.....(みどり自然課)...1349

### 告 示

障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....(置賜総合支庁福祉課)...1357  
 予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師についての変更.....(保健薬務課)...同  
 予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった旨の告示.....(同)...1358  
 種畜証明書の交付の通報.....(エコ農業推進課)...1359  
 国土調査の成果の認証.....(農村計画課)...同  
 道路の区域の変更.....(村山総合支庁建設総務課)...1360  
 県道の供用の開始.....(同)...同  
 同.....(村山総合支庁西村山建設総務課)...同  
 開発行為に関する工事の完了.....(村山総合支庁建築課)...同  
 同.....(同)...1361  
 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程.....(出納局)...同

### 教育委員会関係

#### 規 則

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則.....同

### 人事委員会関係

#### 規 則

山形県人事委員会規則6-2(職員等の旅費に関する条例の施行手続)の一部を改正する規則.....1362

### 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....(情報企画課)...同  
 一般競争入札の公告.....(教育委員会)...1363  
 駐車監視員資格者講習の実施.....(公安委員会)...1364  
 一般競争入札の公告.....(同)...1365

### 正 誤

## 規 則

山形県温泉法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第102号

## 山形県温泉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県温泉法の施行に関する規則（平成14年3月県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条第5号中「第31条第1項」を「第35条第1項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「第30条第1項」を「第34条第1項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「第14条第4項」を「第18条第5項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第14条第3項」を「第18条第4項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第16条第1項及び第17条第1項の規定による温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認に関すること。

第3条第10号中「第12条」を「第16条」に、「別記様式第10号」を「別記様式第14号」に改め、同号を同条第14号とし、同条第9号中「第11条」を「第15条」に、「別記様式第9号」を「別記様式第13号」に改め、同号を同条第13号とし、同条第8号中「第15条第2項」を「第19条第2項」に、「別記様式第8号」を「別記様式第12号」に改め、同号を同条第12号とし、同条第7号中「第7条」を「第11条」に、「別記様式第7号」を「別記様式第11号」に改め、同号を同条第11号とし、同条第6号中「第5条」を「第7条」に、「別記様式第6号」を「別記様式第8号」に改め、同号を同条第8号とし、同号の次に次の2号を加える。

(9) 規則第8条の規定による温泉利用許可を受けた地位の承継承認申請書 別記様式第9号

(10) 規則第9条の規定による温泉利用許可を受けた地位の承継承認申請書 別記様式第10号

第3条第5号中「第4条」を「第6条」に、「別記様式第5号」を「別記様式第7号」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「第4条」を「第6条」に、「別記様式第4号」を「別記様式第6号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「第3条」を「第5条」に、「別記様式第3号」を「別記様式第5号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 規則第3条の規定による温泉掘削許可等を受けた地位の承継承認申請書 別記様式第3号

(4) 規則第4条の規定による温泉掘削許可等を受けた地位の承継承認申請書 別記様式第4号

別記様式第1号中

- 「1 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し  
 2 掘削しようとする土地の付近の地形図及び見取図  
 3 申請者が温泉法第3条第2項に規定する権利を有することを証する書類  
 4 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面  
 5 掘削工事の詳細図  
 6 他の法令に基づく許認可等が必要な場合は、当該許認可等を受けていることを証する書類の写し又は当該許認可等に係る申請書（所管行政庁において申請の形式上の要件に適合すると認められたものに限る。）の写し」

- 「1 位置図（縮尺50,000分の1の地形図等に掘削の場所を图示すること。）  
 2 周辺の見取図（縮尺10,000分の1以上の地形図等に掘削の場所を图示すること。）  
 3 掘削しようとする地点を明示した図面  
 4 地籍図又は公図の写し  
 5 土地の登記事項証明書  
 6 掘削に必要な土地が自己所有地でない場合は、土地所有者と締結した賃貸契約書の写しその他の当該土地を掘削のために使用する権利を有することを証する書類  
 7 申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書  
 8 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面  
 9 掘削工事の詳細図  
 10 他の法令に基づく許認可等が必要な場合は、当該許認可等を受けていることを証する書類の写し又は当該許認可等に係る申請書（所管行政庁において申請の形式上の要件に適合すると認められたものに限る。）の写し  
 11 その他知事が必要と認める書類」

別記様式第2号中「第9条第2項」を「第11条第2項」に改める。

別記様式第10号中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改め、同様式を別記様式第14号とする。

別記様式第9号中「第16条」を「第20条」に改め、同様式を別記様式第13号とする。

別記様式第8号中「第15条第2項」を「第19条第2項」に、「第15条第4項各号」を「第19条第4項各号」に、「第10条第2項」を「第14条第2項」に改め、同様式を別記様式第12号とする。

別記様式第7号中「第14条第3項」を「第18条第4項」に、

|       |  |   |
|-------|--|---|
| 浴用・飲用 |  | を |
|-------|--|---|

|       |          |       |                       |
|-------|----------|-------|-----------------------|
| 浴用・飲用 | 新規又は変更の別 | 新規・変更 | に、「1 温泉分析書の写し」を「1 温泉分 |
|-------|----------|-------|-----------------------|

析書の写し（変更の場合は、登録分析機関から当該温泉分析書を受領した日を記載すること。）に改め、同様式を別記様式第11号とする。

別記様式第6号中「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「定款又は寄附行為の写し」を「法人の登記事項証明書」に、「第13条第2項各号」を「第15条第2項各号」に、「6 飲用許可申請の場合は、飲用に供する温泉の水質検査の写し及び飲用施設の写真」を

「6 飲用許可申請の場合は、飲用に供する温泉の水質検査結果の写し及び飲用施設の写真」に改め、同様式を別記様式第8号とし、同様式の次に次の2様式を加える。

7 その他知事が必要と認める書類

式第8号とし、同様式の次に次の2様式を加える。

様式第9号

年 月 日

山形県 保健所長 殿

所在地  
名称及び代表者氏名

印

## 温泉利用許可地位承継承認申請書

次のとおり温泉法第16条第1項の規定により申請します。

|                       |                |  |
|-----------------------|----------------|--|
| 合併又は分割の別              | 合併・分割（いずれかで囲む） |  |
| 許可を受けた者の地位<br>を承継する法人 | 所在地            |  |
|                       | 名称             |  |
|                       | 代表者氏名          |  |
| 許可年月日及び番号             | 年 月 日 指令 第 号   |  |
| 温泉利用施設                | 所在地<br>(場所)    |  |
|                       | 名称             |  |
| 合併又は分割の予定日            | 年 月 日          |  |

(県証紙ちょう付欄)

## 添付書類

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 2 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

様式第10号

年 月 日

山形県 保健所長 殿

住 所  
氏 名

印

## 温泉利用許可地位承継承認申請書

次のとおり温泉法第17条第1項の規定により申請します。

|             |                  |  |
|-------------|------------------|--|
| 被相続人との続柄    |                  |  |
| 被 相 続 人     | 氏 名              |  |
|             | 住 所              |  |
| 許可年月日及び番号   | 年 月 日 指令 第 号     |  |
| 温 泉 利 用 施 設 | 所 在 地<br>( 場 所 ) |  |
|             | 名 称              |  |
| 相 続 開 始 の 日 | 年 月 日            |  |

( 県 証 紙 ち ょ う 付 欄 )

## 添付書類

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 申請者が温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

別記様式第5号中「第9条第1項」を「第11条第1項」に、

- 「1 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し  
 2 動力装置をしようとする場所及び付近の地形図及び見取図  
 3 申請者が温泉法第9条第2項において準用する温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面  
 4 動力装置の性能を明らかにした書類及び設置工事の詳細図  
 5 揚湯試験の結果  
 6 他の法令に基づく許認可等が必要な場合は、当該許認可等を受けていることを証する書類の写し又は当該許認可等に係る申請書（所管行政庁において申請の形式上の要件に適合すると認められたものに限る。）の写し」

を

- 「1 位置図（縮尺50,000分の1の地形図等に動力装置の場所を図示すること。）  
 2 周辺の見取図（縮尺10,000分の1以上の地形図等に動力装置の場所を図示すること。）  
 3 動力装置を設置しようとする地点を明示した図面  
 4 申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書  
 5 申請者が温泉法第11条第2項において準用する温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面  
 6 動力装置の性能を明らかにした書類及び設置工事の詳細図  
 7 揚湯試験の結果  
 8 他の法令に基づく許認可等が必要な場合は、当該許認可等を受けていることを証する書類の写し又は当該許認可等に係る申請書（所管行政庁において申請の形式上の要件に適合すると認められたものに限る。）の写し  
 9 その他知事が必要と認める書類」

に改め、

同様式を別記様式第7号とする。

別記様式第4号中「第9条第1項」を「第11条第1項」に、

- 「1 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し  
 2 増掘しようとする場所及びその付近の地形図及び見取図  
 3 申請者が温泉法第9条第2項において準用する温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面  
 4 増掘工事の詳細図  
 5 他の法令に基づく許認可等が必要な場合は、当該許認可等を受けていることを証する書類の写し又は当該許認可等に係る申請書（所管行政庁において申請の形式上の要件に適合すると認められたものに限る。）の写し」

を

- 「1 位置図（縮尺50,000分の1の地形図等に増掘の場所を図示すること。）  
 2 周辺の見取図（縮尺10,000分の1以上の地形図等に増掘の場所を図示すること。）  
 3 増掘しようとする地点を明示した図面  
 4 申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書  
 5 申請者が温泉法第11条第2項において準用する温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面  
 6 増掘工事の詳細図  
 7 他の法令に基づく許認可等が必要な場合は、当該許認可等を受けていることを証する書類の写し又は当該許認可等に係る申請書（所管行政庁において申請の形式上の要件に適合すると認められたものに限る。）の写し  
 8 その他知事が必要と認める書類」

に改め、

同様式を別記様式第6号とする。

別記様式第3号中「第6条第1項」を「第8条第1項」に、「第9条第2項」を「第11条第2項」に改め、同様式を別記様式第5号とし、別記様式第2号の次に次の2様式を加える。

様式第3号

年 月 日

山形県知事 殿

所在地  
名称及び代表者氏名

印

## 温泉掘削許可等地位承継承認申請書

次のとおり温泉法第6条第1項（第11条第2項において準用する第6条第1項）の規定により申請します。

|                       |                     |  |     |  |
|-----------------------|---------------------|--|-----|--|
| 合併又は分割の別              | 合併・分割（いずれかで囲む）      |  |     |  |
| 許可を受けた者の地位<br>を承継する法人 | 所在地                 |  |     |  |
|                       | 名称                  |  |     |  |
|                       | 代表者氏名               |  |     |  |
| 掘削許可等の別               | 掘削・増掘・動力装置（いずれかで囲む） |  |     |  |
| 許可年月日及び番号             | 年 月 日 指令 第 号        |  |     |  |
| 許可を受けた場所              | 土地の所在地<br>地 番       |  | 地 目 |  |
| 合併又は分割の予定日            | 年 月 日               |  |     |  |

（県証紙ちょう付欄）

## 添付書類

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 2 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面

様式第4号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
氏 名

印

## 温泉掘削許可等地位承継承認申請書

次のとおり温泉法第7条第1項（第11条第2項において準用する第7条第1項）の規定により申請します。

|           |                     |  |     |  |
|-----------|---------------------|--|-----|--|
| 被相続人との続柄  |                     |  |     |  |
| 被 相 続 人   | 氏 名                 |  |     |  |
|           | 住 所                 |  |     |  |
| 掘削許可等の別   | 掘削・増掘・動力装置（いずれかで囲む） |  |     |  |
| 許可年月日及び番号 | 年 月 日 指令 第 号        |  |     |  |
| 許可を受けた場所  | 土地の所在地番             |  | 地 目 |  |
| 相続開始の日    | 年 月 日               |  |     |  |

（県証紙ちょう付欄）

## 添付書類

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 申請者が温泉法第4条第1項第3号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書面

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年10月20日から施行する。  
（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表保健所長の項第7項第1号イ中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同号ホ中「第31条第1項」を「第35条第1項」に改め、同号中ホをへとし、同号ニ中「第30条第1項」を「第34条第1項」に改め、同号中二をホとし、同号ハ中「第14条第4項」を「第18条第5項」に改め、同号中八を二とし、同号口中「第14条第3項」を「第18条第4項」に改め、同号中口を八とし、イの次に次のように加える。  
ロ 法第16条第1項及び第17条第1項の規定による温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認に関すること



## 告 示

## 山形県告示第929号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年10月19日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                            | 障害福祉サービスの種類            | 指定年月日     |
|---------------------------------|----------------------------------------|------------------------|-----------|
| 社会福祉法人長井市社会福祉協議会<br>長井市館町北6番19号 | 長井市社会福祉協議会障害者等指定居宅介護事業所<br>長井市館町北6番19号 | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 平成19.10.1 |
| 長井市<br>長井市ままの上5-1               | 長井市すみれ学園<br>長井市花作町10-27-14             | 児童デイサービス               | 同         |
| 有限会社さくら商会<br>長井市平山字渡り2783-4     | ケアサービスさくら<br>長井市平山字渡り2783-4            | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 同         |

## 山形県告示第930号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種を行う医師について、次のとおり予防接種を行う主たる場所（氏名）の変更があった。

平成19年10月19日

山形県知事 齋 藤 弘

| 医 師 氏 名 |         | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所     | 変 更 年 月 日 |
|---------|---------|-----------------------------|-----------|
| 変 更 前   | 変 更 後   |                             |           |
| 矢 部 悠 紀 | 吉 田 悠 紀 | 山形市立病院済生館<br>山形市七日町一丁目3番26号 | 平成19.3.29 |

| 医 師 氏 名 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所     |                             | 変 更 年 月 日 |
|---------|-----------------------------|-----------------------------|-----------|
|         | 変 更 前                       | 変 更 後                       |           |
| 森 田 義 宏 | 寒河江市立病院<br>寒河江市大字寒河江字塩水80番地 | あしたばクリニック<br>酒田市曙町二丁目18番地の6 | 平成19.3.27 |
| 安 田 健 一 | 寒河江市立病院<br>寒河江市大字寒河江字塩水80番地 | かめがさき整形外科<br>酒田市亀ヶ崎三丁目2番13号 | 同         |
| 遠 藤 栄 一 | 至誠堂総合病院<br>山形市桜町7番44号       | 至誠堂とかみクリニック<br>山形市富神前48番5号  | 同 6.14    |
| 椿 野 巧   | 山形県立新庄病院<br>新庄市若葉町12番55号    | 東北中央病院<br>山形市和合町三丁目2番5号     | 同         |
| 新 藤 徹 郎 | 山形県立中央病院<br>山形市青柳1800番地     | 小白川至誠堂病院<br>山形市東原町一丁目12番26号 | 同 8.30    |

## 山形県告示第931号

次の医師は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定による予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった。

平成19年10月19日

山形県知事 齋 藤 弘

| 医 師 氏 名   | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 |                |
|-----------|-------------------------|----------------|
|           | 医 療 機 関 名               | 所 在 地          |
| 荒 木 隆 夫   | 山 形 県 立 中 央 病 院         | 山形市青柳1800番地    |
| 池 田 栄 一   | 同                       | 同              |
| 洪 間 久     | 同                       | 同              |
| 堀 野 智 史   | 同                       | 同              |
| 山 村 明 寛   | 同                       | 同              |
| 坂 本 美 千 代 | 山 形 市 立 病 院 済 生 館       | 同 七日町一丁目3番26号  |
| 三 浦 章     | 同                       | 同              |
| 高 橋 邦 夫   | 同                       | 同              |
| 菊 地 正 邦   | 同                       | 同              |
| 近 藤 芳 史   | 同                       | 同              |
| 佐 藤 和 人   | 同                       | 同              |
| 千 葉 純 哉   | 篠 田 総 合 病 院             | 同 桜町2番68号      |
| 佐 山 恒 夫   | 東 北 中 央 病 院             | 同 和合町三丁目2番5号   |
| 齋 藤 朗     | 同                       | 同              |
| 矢 吹 清 隆   | 矢 吹 病 院                 | 同 本町一丁目6番17号   |
| 岡 村 信 行   | 山 形 厚 生 病 院             | 同 大字菅沢字鬼越255番地 |
| 鎌 田 寛 勝   | 同                       | 同              |
| 佐 藤 琢 磨   | 同                       | 同              |
| 早 坂 晃 一   | 同                       | 同              |

山形県告示第932号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次の種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

平成19年10月19日

山形県知事 齋 藤 弘

| 証明書番号       | 家畜の種類 | 品 種      | 名 前                               | 飼 養 者            |         |
|-------------|-------|----------|-----------------------------------|------------------|---------|
|             |       |          |                                   | 住 所              | 名称（氏名）  |
| 平19山形県1第1号  | 牛     | 黒毛和種     | 糸落合<br>(全和黒13434)                 | 東置賜郡高畠町大字二井宿4947 | 齋 藤 勝   |
| 平19山形県1第2号  | 牛     | 黒毛和種     | 安秀165<br>(全和黒原3641)               | 山形市松波二丁目8番1号     | 山 形 県   |
| 平19山形県1第3号  | 牛     | 黒毛和種     | 北景茂<br>(全和黒13061)                 | 山形市松波二丁目8番1号     | 山 形 県   |
| 平19山形県1第4号  | 牛     | 黒毛和種     | 平安菊<br>(全和黒原4146)                 | 山形市松波二丁目8番1号     | 山 形 県   |
| 平19山形県1第5号  | 牛     | 黒毛和種     | 紋重桜<br>(全和黒13648)                 | 山形市松波二丁目8番1号     | 山 形 県   |
| 平19山形県1第6号  | 牛     | 黒毛和種     | 徳次郎<br>(全和黒原4390)                 | 山形市松波二丁目8番1号     | 山 形 県   |
| 平19山形県1第7号  | 牛     | 黒毛和種     | 平忠勝<br>(全和黒原4451)                 | 山形市松波二丁目8番1号     | 山 形 県   |
| 平19山形県1第8号  | 牛     | 黒毛和種     | 景勝21<br>(全和黒原4673)                | 山形市松波二丁目8番1号     | 山 形 県   |
| 平19山形県1第9号  | 牛     | 黒毛和種     | 千代勝平<br>(全和黒原4767)                | 山形市松波二丁目8番1号     | 山 形 県   |
| 平19山形県1第10号 | 牛     | 黒毛和種     | 茂秀165<br>(全和06子山形黒<br>1218439361) | 山形市松波二丁目8番1号     | 山 形 県   |
| 平19山形県1第11号 | 豚     | ランドレース種  | ヤマガタ03 - 9417                     | 山形市松波二丁目8番1号     | 山 形 県   |
| 平19山形県1第12号 | 豚     | デュロック種   | フジロック<br>217 - 031626             | 山形市松波二丁目8番1号     | 山 形 県   |
| 平19山形県1第13号 | 豚     | 大ヨークシャー種 | ゼンノーダブル -<br>0201 - 2300          | 山形市松波二丁目8番1号     | 山 形 県   |
| 平19山形県1第14号 | 豚     | 大ヨークシャー種 | トミチク10 - 7030<br>ヨーク5450 - 5807   | 山形市松波二丁目8番1号     | 山 形 県   |
| 平19山形県1第15号 | 牛     | 黒毛和種     | 波紋昌<br>(全和黒13249)                 | 東田川郡三川町猪子甲82 - 1 | 佐 藤 正 寿 |

山形県告示第933号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成19年10月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 調査を行った者の名称  
大石田町
- 2 調査を行った期間  
平成12年5月30日から平成15年3月31日まで

- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称  
大石田町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域  
大字次年子の一部
- 5 認証年月日  
平成19年10月11日

## 山形県告示第934号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年10月19日から同年11月1日まで縦覧に供する。

平成19年10月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒谷原崎線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|---------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 天童市大字貫津字湯尻658番1から<br>同 2434番5まで | 旧    | 12.2メートル<br>と<br>12.0 | メートル<br>142 |
| 同 上                             | 新    | 15.0メートル<br>と<br>12.0 | 同 上         |

## 山形県告示第935号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成19年10月19日から同年11月1日まで縦覧に供する。

平成19年10月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 荒谷原崎線
- 2 供用開始の区間 天童市大字貫津字湯尻658番1から  
同 2434番5まで
- 3 供用開始の期日 平成19年10月19日

## 山形県告示第936号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成19年10月19日から同年11月2日まで縦覧に供する。

平成19年10月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字杉山字横々折1102番1から  
同 字須合田南81番1まで
- 3 供用開始の期日 平成19年10月19日

## 山形県告示第937号

次の開発行為は、完了した。

平成19年10月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成19年9月18日 指令村総建第5013号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町大字大塚字大塚1137番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
寒河江市新山町18番地の10メゾンファミリーユ101  
久連山 直人

山形県告示第938号

次の開発行為は、完了した。

平成19年10月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成19年6月29日 指令村総建第5006号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市小林二丁目6814番、6819番、6824番、6824番2、6816番、6815番、6813番、6817番、6823番、6818番、6820番2、6838番、6839番、6831番1、6831番4、6825番2、7644番4、6818番2、6812番32、6812番33、6812番34
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び氏名  
東根市板垣大通り29号  
株式会社ハウスプランナー不動産

山形県告示第939号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年10月19日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中 「 " 蔵王温泉字川原 949番地の1 」 を 「 " 蔵王温泉903番地の2 」 に、 「 " 宮内1176番地の16 " 宮内2636番地の1 」 を

「 " 宮内2636番地の1 " 」 に改める。

附 則

この規程は、平成19年10月22日から施行する。

**教育委員会関係**

規 則

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月19日

山形県教育委員会  
委員長 石 坂 公 成

## 山形県教育委員会規則第21号

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程（昭和29年8月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「日本国有鉄道」を「鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者」に改め、同項第3号中「郵政省の調に係る郵便線路図に掲げる路程。ただし、赴任旅費については同規則別表第2の2に掲げる路程によることができる。」を「地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程」に改め、同条第2項中「前項」を「前項第1号又は第2号」に、「同項」を「当該各号」に、「地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により、路程を」を「前項第3号の規定に準じて」に改め、同条第3項中「郵便線路図に掲げる各市町村（都については、各特別区）内における郵便局で」を「その証明の基準となる点で」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則6-2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年10月19日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 小 野 勝

第6条第1項第3号中「日本郵政公社の調に係る郵便線路図に掲げる路程」を「地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程」に改め、同条第2項中「前項」を「前項第1号又は第2号」に、「同項」を「、当該各号」に、「地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により、路程を計算することができる」を「前項第3号の規定に準じて計算することができる」に改め、同条第3項中「郵便線路図に掲げる各市町村（都については、各特別区）内における郵便局で」を「その証明の基準となる点で」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の山形県人事委員会規則6-2（職員等の旅費に関する条例の施行手続）の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年10月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県給与等システムの仮想マシン化及び擬似Web化検証事業に係る機器の賃貸サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部改革推進室情報企画課給与システム班 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3270

- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成19年 8 月28日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
富士通リース株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目 3 番22号
- 5 随意契約に係る契約金額 総額28,947,240円
- 6 随意契約の期間等 平成19年 9 月 1 日から平成22年 8 月31日までの長期継続契約
- 7 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 8 随意契約による理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 8 号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、A 重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年10月19日

山形県立山形養護学校長 井 上 直 英

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 山形市行才116番地 山形県立山形養護学校 会議室
  - (2) 日 時 平成19年11月 9 日（金） 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A 重油 30,000リットル
  - (2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格 K2205 重油に規定するもののうち 1 種 2 号に限る。
  - (3) 契約期間及び納入方法 平成19年11月 9 日から平成20年 3 月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
  - (4) 納入場所 山形市行才116番地 山形県立山形養護学校
  - (5) 入札方法 1 リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下 2 桁までとする。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
  - (2) 1 年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）第125条第 6 項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること（同条第 2 項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。）
  - (5) 村山総合支庁の所管区域に本店又は営業所等を有すること。
  - (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等
  - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市行才116番地 山形県立山形養護学校 事務室 電話番号023(684)5721
  - (2) 入札説明書の交付場所等 山形県立山形養護学校 事務室
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額に 2 の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の 2 の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成19年11月 1 日（木）午

後3時まで山形県立山形養護学校事務室に提出すること。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）及び同号ロに規定する者としての認定に係る審査（以下「駐車監視員資格者認定考査」という。）を次のとおり実施する。

平成19年10月19日

山形県公安委員会  
委員長 中山 眞 一

## 1 駐車監視員資格者講習

### (1) 日時及び場所

| 内 容  | 日   | 時                                                                 | 場 所                          |
|------|-----|-------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 講 義  | 期 日 | 平成19年11月21日（水）及び同月22日（木）                                          |                              |
|      | 時 間 | 受付 午前8時15分から午前8時45分まで<br>講義 午前8時45分から午後5時まで<br>指示 午後5時から午後5時15分まで |                              |
| 修了考査 | 期 日 | 平成19年11月28日（水）                                                    |                              |
|      | 時 間 | 受付 午前8時15分から午前8時45分まで<br>考査 午前9時から午前10時まで<br>発表 午前11時から正午まで       |                              |
|      |     |                                                                   | 天童市大字高揃1300<br>山形県総合交通安全センター |

### (2) 受講申込書の受付期間等

#### ア 受付期間

平成19年10月22日（月）から同年11月19日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

#### イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

### (3) 受講申込書提出先及び提出方法

#### ア 提出先

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）

#### イ 提出方法

受講希望者本人が持参すること。ただし、代理人が提出する場合は、受講希望者からの委任状（様式は問わない。）を添付すること。

### (4) 申込みに必要な書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通（交通指導課若しくは最寄の警察署で受領するか又は山形県警察本部のホームページからA4サイズで両面印刷すること。）

イ 写真 1枚（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル（裏面に氏名記載）のものを、アの受講申込書の所定の欄に貼り付けること。）

ウ 受講手数料19,000円（相当する額の山形県収入証紙を、アの受講申込書の所定の欄に貼り付けること。）  
なお、納付された受講手数料は、還付しない。

### (5) 定員

受講定員は100名とする。定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締め切る。

### (6) 講習受講に必要な書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講票

イ 筆記用具



## 2 駐車監視員資格者認定審査

## (1) 日時及び場所

| 日   |                | 時                  | 場 所                          |
|-----|----------------|--------------------|------------------------------|
| 期 日 | 平成19年11月28日（水） |                    | 天童市大字高楯1300<br>山形県総合交通安全センター |
| 時 間 | 受付             | 午前8時15分から午前8時45分まで |                              |
|     | 審査             | 午前9時から午前10時まで      |                              |
|     | 発表             | 午前11時から正午まで        |                              |

## (2) 認定申請書の受付期間等

1の(2)と同じ。

## (3) 認定申請書の提出先

1の(3)と同じ。

## (4) 申込みに必要な書類等

ア 認定申請書 1通（交通指導課で受領すること。）

イ 写真 1枚（申込前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル（裏面に氏名記載）のものを、アの認定申請書の所定の欄に貼り付けること。）

ウ 申請手数料4,500円（相当する額の山形県収入証紙を、アの認定申請書の所定の欄に貼り付けること。  
なお、納付された申請手数料は、還付しない。

## (5) 認定審査受検に必要な書類等

ア 駐車監視員資格者認定審査受検票

イ 筆記用具

## 3 問い合わせ先

本講習及び審査についての問い合わせは、交通指導課（電話023 - 626 - 0110 内線5124）に行うこと。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年10月19日

山形県新庄警察署長 石 倉 隆

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 新庄市新町5番19号 新庄警察署 3階会議室

(2) 日 時 平成19年11月6日（火）午後1時30分

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油 51,000リットル

(2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格 K2205 重油に規定するもののうち1種2号に限る。ローリー給油

(3) 契約期間及び納入方法 平成19年11月7日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。

(4) 納入場所 新庄市新町5番19号 山形県新庄警察署内 指定場所

(5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること（同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。）
- (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
新庄市新町5番19号 山形県新庄警察署会計課 電話番号0233 - 22 - 0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書を平成19年10月29日（月）午前11時まで山形県新庄警察署会計課に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ  | 正 誤 |                             |
|------------|------------|------|-----|-----------------------------|
|            |            |      | 行   | 誤 正                         |
| 平成19. 4. 1 | 号外(14)     | 3    | 23  | 同表総合支庁の項 同表総合支庁長の項          |
| 同          | 号外(17)     | 1    | 13  | 別記様式第4号の2(裏) 別記様式第4号の2の2(裏) |
| 同 6.29     | 第1853号     | 1022 | 4   | 別記様式第4号の2(裏) 別記様式第4号の2の2(裏) |